

■博士後期課程

<1> 研究および履修方法

(1) 研究計画書ならびに研究状況報告書について【全員】

1年次生の5月30日（土）までに「研究計画書」を、2年次生以降は4月30日（木）までに「研究状況報告書」を、それぞれ指導教授を経て研究科委員会に提出しなければなりません。

(2) 修了必修単位数について【2026年度以降の入学生】

修了するためには、授業科目の中から、共通科目2科目（2単位）（「リサーチ・ワークショップⅠ」および「大学教育開発演習」）以上と指導教授の指導により、特殊研究を1科目（4単位）以上、合計6単位以上履修・修得していることが必要です。

(3) 修了必修単位数について【2020年度以降の入学生】

修了するためには、授業科目の中から、指導教授の指導により、特殊研究を1科目（4単位）以上、合計6単位以上履修・修得していることが必要です。

(4) 修了必修単位数について【2019年度以前の入学生】

修了するためには、授業科目の中から、指導教授の指導により、特殊研究を1科目（4単位）履修・修得していることが必要です。

<2> 課程博士学位候補資格

博士論文を提出するためには課程博士学位候補資格の認定を受ける必要があります。課程博士学位候補資格は、本学経済学研究科博士後期課程に1年以上在学して研究指導を受け、課程博士学位候補資格認定試験に合格した人に与えられます。受験要件として、博士学位請求論文の基礎論文研究業績審査（30頁）で10ポイント以上認定されていることが必要です（4年次以上は15ポイント以上必要）。その他詳細については、42頁の「中央大学経済学研究科経済学専攻課程博士学位候補資格認定に関する基準」を参照してください。

<3> 公開研究会

課程博士候補資格を取得した後に、指導教授・副指導教授による合同指導が開始となります。合同指導の結果、指導教授・副指導教授ともに博士学位候補資格者の博士学位請求論文が概ね完成形と判定した場合は、更なる論文の質向上のために、「公開研究会」を開催いたします。「公開研究会」による指導を経て、更に論文の質を向上させた上で、博士後期課程のゴール地点である博士学位請求論文の提出・審査に至ることになります。なお、博士学位請求論文を提出するためには、公開研究会の実施が必須になります。詳細については、4月頃Cplusに掲出します。

<4> 博士学位請求論文

(1) 博士学位請求論文の提出が可能になるための条件など

- 1) 博士後期課程在学中（休学者を除く）の方で3年以上在学している者（学位請求該当年度の在学期間を含む）。ただし、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に2年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) <1>研究および履修方法で示された履修すべき単位（6単位、2019年度以前の入学生は4単位）を取得していること。
- 3) 博士学位請求論文作成の基礎となる論文・学会報告（以下基礎論文等）等の業績審査を受け、表1に定められた点数（ポイント）で計算し、博士後期課程正規3年以内（休学・留学期間を含む）の者は15点（ポイント）以上、博士後期課程正規3年超6年以内の者は20点（ポイント）以上を得ていると認定されていること。

（表1）2024年度よりポイント変更しております（全学生対象）

業績種類	ポイント数
査読付き（レフェリー制）論文	1論文につき 5ポイント（日本の各学会が発行する学術雑誌や年報）※ 1論文につき 6ポイント（国際的学術雑誌）
査読なし論文 （各種紀要掲載論文・著書分担等活字論文等）	1論文につき 3ポイント※
査読なしディスカッションペーパー・大学院研究年報等	1論文につき 3ポイント

学会報告	報告1回につき 2ポイント 但し、国際学会での外国語（母国語以外）による発表は3ポイント
------	---

※英語（ただし英語が母国以外の者）論文については1点加点とする。

- 4) 博士後期課程在学の方で課程博士学位候補資格認定試験（30頁）に合格していること（休学者を除く）。
- 5) 上記4)の博士学位候補資格審査に合格し、合同指導及び公開研究会を終了していること。
- 6) 指導教授により、該当論文が大学の定めた方法で剽窃等がないかの確認を受けていること。

(2) 審査過程

博士学位請求論文は、経済学研究科委員会において審査されます。指導教授を通じて提出された博士学位請求論文は、以下の審査過程を経て学位授与が決定されます。なお、博士学位論文の審査および最終試験は、「経済学研究科博士学位審査に関する取扱要領」（36頁）に基づき行われます。

- 1) 博士学位請求論文の審査委員選出（主査1名、副査2名、他大学等の研究者など外部副査1名）
- 2) 博士学位請求論文の論文審査開始
- 3) 論文審査・最終試験
- 4) 3)に基づき審査・審議のうえ、投票により博士学位授与を決定

(3) 申請書類等

博士学位申請書（所定様式）、履歴書5部（所定書式。原本他に4部）、博士学位請求論文5部、博士学位請求論文要旨5部、博士論文のインターネット公表（中央大学学術リポジトリ掲載）および複写請求に関する確認書

注）博士学位請求論文及び博士学位請求論文要旨は、任意書式となり、ページ制限等もありません。指導教授と相談のうえ、作成してください。

(4) 申請時期

随時申請可能です。ただし、博士学位請求論文を提出した年度内での博士学位授与を希望される場合は、審査期間との関係から、11月末までの提出をお勧めします。詳細はWebサイト「文系大学院掲示板」（学位）に掲載します。

(5) 学位授与の時期

学位授与の時期は、原則として年度末である3月下旬に行われます。なお、場合により7月下旬または8月上旬に行われる場合もあります。

(6) 学位授与後の博士論文の取り扱い

学位授与後、博士論文は、本学学術リポジトリを利用してインターネット公表されます。また、国立国会図書館には電子版が、また本学図書館には上製本が収蔵され、広く一般に公開されます。そのため、原則、学位授与日に、本学図書館に収蔵するための博士学位論文1冊と国立国会図書館に収蔵するための当該論文の「全文」の電子データを大学院事務室に提出していただきます。なお、両図書館等において、上製本に対する複写請求などがあった場合には、著作権法上の範囲内（論文総ページ数の2分の1以下）での複写が許可されます。この範囲を超えての複写については、執筆者の許可の有無によります。そのため、予めこの著作権法上の範囲を超える執筆についての許可の有無をお伺いし、後日の複写許諾請求時の時々において、大学院事務室及び本学図書館が複写許諾請求者からの問い合わせに対応できるようにします。

(7) その他

- 1) 最終在学年次である6年次生として在学する年度の3月までに、博士学位申請を行った場合は、審査のうえ、翌年度中に博士学位が授与される場合があります。この場合、3月末日をもって、退学届を提出した方（退学届を提出せず除籍者となった者は除く）は、満期退学の取り扱いとなりますが、審査の結果、博士学位が授与された場合、3月末日にさかのぼり、博士後期課程修了の取り扱いとなります。なお、学位授与日については、博士学位授与日となります。
- 2) 新入生ガイダンスの際に配付する「中央大学大学院経済学研究科 学位請求論文の書き方」を参考に、指導教授と相談し、博士学位請求論文を作成してください。
- 3) その他に、研究分野によっては、博士学位請求論文提出までに留意すべき事項などがある場合があります。指導教授に相談してください。